

令和7年度 粕屋中学校部活動方針について（生徒用）

1 目的

国の「運動部の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月）・「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月）、県の「福岡県運動部の在り方に関する指針」（平成30年12月）、町の「粕屋町中学校部活動方針」を踏まえ、粕屋中学校における部活動を適切に運営することによって次のことを実現することを目的とする。

- (1) 部活動を通じて、生徒の自主性・自律性を養う。
- (2) 部活動を通じて、心身の健全育成を図るとともに、自己指導能力を育む。

2 指導方針

- (1) 活動時間、活動場所、活動資源を確保し、中学生の発達段階にふさわしい活動を行う。
- (2) 技術・体力の向上を図るとともに、個に応じた指導に努める。
- (3) 全職員の協力のもと、指導体制の充実を図る。

3 部活動運営について

(1) 本校に設置する部活動

文化部：吹奏楽（男・女） 放送（男・女） 美術（男・女） 茶道（男・女）

運動部：バレーボール（男・女） バスケットボール（男・女） 陸上競技（男・女） 軟式野球（男・女）

サッカー（男・女） ソフトテニス（女） 剣道（男・女） 卓球（男・女） ハンドボール（男・女）

※空手（男女）社会体育として校内で活動を行う。

(2) 入退部

①入部は3年間続けることを原則として、必ず保護者の承諾を受け、入部届を提出する。

入部届は、学級担任を通じて部活動顧問者に提出する。

②2・3年生は、4月に改めて入部届を提出する。

③1年生は、見学、仮入部期間を一定期間おき、その後、正式に部員として認められる。

仮入部期間中、1年生の完全下校は17：45とする。

④何らかの理由で退部を希望する場合は、顧問・担任・保護者とよく相談した上で、退部届を顧問へ提出する。

(3) 休養日

・「水曜日」と「土日のどちらか」の週2日を部活動休養日とする。

※土日で大会が開催される場合は、次週・もしくは前週の平日に追加で1日の休養日を設けなければならない。

※日曜日や平日の木曜日などに大会がある場合でも、前日の活動は認められない。

・定期考査前には連続した5日間の試験休みを設ける。ただし、中体連や中文連に限り期日が近く、試験休みの短縮、もしくは試験休み期間中の活動を希望する場合は、学校長の許可を得て活動することができ。

(4) 活動時間

平日2時間程度、休日3時間程度の活動を基本とする。

始業前、季節毎の完全下校時間前15分前までとする。

中体連・中文連前を「部活強化期間」とし、大会参加に向け、生徒の意欲向上を図り、より効果的な活動を行う。

※「部活強化期間」とは、中体連・中文連前一ヶ月のみに限り、顧問・保護者・生徒の承諾の元、学校側に延長届を提出することで活動の延長が認められる。

その場合、土日両方の練習や練習試合等の活動が認められる。ただし、土日に大会が行われた場合と同様に、平日に追加で1日の休養日を設けなければいけない。

①放課後の活動時間 ※準備時間 15分×2回で計算

4月	5月、6月	7月	9月	10月2月、3月	11月	12月1月
18:30	18:45	18:30	18:30	18:00	17:45	17:30
5時間授業の日は 18:00 完全下校 ※						

※ただし、体育館部活などの活動場所が制限される部活動については、活動時間を流動的に扱うため、6校時の完全下校に合わせて下校する場合がある。

②朝練の活動時間

通年：7：15校門通過 7：30～8：15

※朝練を行った場合は、その活動時間を放課後の活動時間から差し引いて下校時間を早めること。

(5) 活動場所

原則として校内で行う。なお対外試合などで校外活動を行う場合は、あらかじめ学校長に承認を得た校外の場所とする。また、雨天時に屋外の部活動が活動する場合は以下の場所を基本とする。

男子バレー	女子バレー	男子バスケ	女子バスケ	野球	サッカー	陸上	テニス	男子ハンド	女子ハンド
	1階 体育館側 廊下	1階 新校舎廊 下	3階 体育館側 廊下	2階 体育館側 廊下	2階 新校舎廊 下	2階 グラウンド 側廊下	1階 グラウンド 側廊下	3階 新校舎廊 下	3階 グラウンド 側廊下

(6) 活動の心得

- ・ 時間を有効に使い、学習と部活動を両立させる。
- ・ 活動場所の整備、道具の管理を確実にを行う。
- ・ 欠席の際には必ず顧問者・部長に理由を伝える。
- ・ 礼儀正しく、節度のある行動を行う。

(7) 下校指導

輪番の部活動の部員については、下校時刻が守れるように下校指導を行う。

順番 (略称)

男子バレー→女子バレー→男子バスケ→女子バスケ→野球→サッカー→陸上→ソフトテニス
→男子ハンド→女子ハンド→剣道→男子卓球→女子卓球→吹奏楽部→茶道部→美術部→放送

(8) その他

社会体育(硬式テニス、空手等)の校内での活動は行わないが、本人及び保護者の申し出があれば、中体連の規定に則って中体連主催の大会に出場できる。

4 生徒の安全管理について

(1) 安全確保

- ・ 部活動顧問は、日常の活動を安全に行えるようにするため、練習内容等を生徒と打ち合わせを行い、常に生徒の健康安全に努めること。
- ・ 全職員が緊急時の措置を行えるように、救急救命の講習を毎年行う。

(2) 施設・設備・用具等の安全管理

- ・ 部活動で使用する施設・設備・用具等については、定期的に点検・補修を行う。
- ・ 可動式運動器具の移動及び設置の際には、転倒の事故がないよう固定の確認をする。

(3) 環境条件に応じた配慮

- ・ 熱中症の対応

全職員は熱中症に対する理解を深め、その対策を校内で検討するとともに、重篤化しやすく命の危険に

関わることを生徒に指導する。

- ・部活動顧問は、5月～8月には活動場所に熱中症計を持参し、暑さ指数の（WBGT）の把握に努める。
- ・急激な天候の変化（雷、大雨など）には、活動中止の判断を行う。